

## 佐倉市公式ツイッター運用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市（以下「市」という。）が **Twitter**（以下「ツイッター」という。）を、市民等への情報提供媒体として運用し、市のイメージ向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター **Twitter** 社が提供する、140字以内の短い文章を不特定多数のインターネット利用者に公開する手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 第3条第3項に規定するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) 公式アカウント 公式ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為及び投稿された文章をいう。
- (5) リプライ 他の利用者のツイートに返信することをいう。
- (6) リツイート 他の利用者のツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他の利用者のツイートを受信するように登録することをいう。
- (8) ダイレクトメッセージ 特定の利用者との間で交信する非公開のメッセージをいう。
- (9) ブロック 特定の利用者に対し、公式アカウントのツイート閲覧やフォロー、ダイレクトメッセージの送信ができなくなるよう制限することをいう。

### (運用主体)

第3条 公式ツイッターの運用主体は市とし、公式アカウントの管理は広報課が行う。

2 公式ツイッターを運用するにあたって、広報課長は公式ツイッター管理者を選任する。

公式ツイッター管理者は、ツイートする文章の作成、発信、更新にかかる事務を行う。

3 ユーザー名は **sakuracity\_PR** とする。

### (公式アカウント運用者の明示)

第4条 市は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式ツイッターのユーザー名を市公式ウェブサイト上に明示する。

### (公式アカウント運用主体、発信目的等の明示)

第5条 公式アカウントの運用主体、発信する目的等については、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(発信内容)

第6条 市は、次に掲げるものをツイートする。

- (1) シティプロモーションに関する情報
- (2) 観光・イベントに関する情報
- (3) 市公式ウェブサイトに掲載した情報
- (4) その他、市民等に有益な情報、周知する必要性が高い情報で、広報課長が適切と認めるもの

(リプライ、リツイート、フォロー及びダイレクトメッセージの制限)

第7条 リプライは原則行わない。ただし、広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。

- 2 リツイートは原則行わない。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が発信した情報及び広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。
- 3 フォローは原則行わない。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が開設したアカウント及び広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。
- 4 ダイレクトメッセージには原則返信しない。ただし、広報課長が必要と認めるものは、この限りでない。
- 5 リプライ、リツイート、フォローを行わない旨並びにダイレクトメッセージに返信しない旨について、市公式ウェブサイト及び公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(利用者への制限事項)

第8条 公式ツイッターの投稿に対して、利用者から次に掲げる事項に該当するリプライまたはコメントを付けてリツイートされた場合、公式ツイッター管理者は、当該リプライの非表示または当該利用者をブロックするなど必要な措置を予告なく講じることができるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、または違反する恐れがあるもの
- (2) 市または第三者を誹謗中傷するもの
- (3) 市または第三者の肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利または売名を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序を乱し、または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) その他、市が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(著作権)

第9条 公式ツイッターにツイートした情報等（文章、写真、動画等）に関する著作権は、市または原作者に帰属する。

2 利用者は、公式ツイッターにツイートされている情報等について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用してはならない。

(免責)

第10条 市は、公式ツイッターにツイートする情報について、細心の注意を払う。ただし、ツイートした情報の正確性、完全性、有用性等について保証しない。また、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生した場合、故意または重大な過失のある場合を除き、市は一切責任を負わないものとする。

2 この要領は、予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(不正利用への対応)

第11条 公式アカウントが不正に利用された場合は、速やかに **Twitter** 社へ連絡し、対応を協議する。また、市公式ウェブサイトへ公式アカウントが不正に利用された旨を明記し、注意喚起を図る。

(運用の停止)

第12条 市は、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止し、公式アカウントを削除できるものとする。

(その他)

第13条 その他、この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。